



80 日鉄鉦業所 二瀬鉦業所 洞野炭鉦

中央炭鉦

鹿町鉦業所

83 同和鉦業所 花岡鉦業所

沈强 主編

85 古河鉦業所 足尾鉦業所

福岡

〃

長崎

秋田

〃

栃木

二〇〇

一九六

一九七

一九八

二〇〇

二二七

二〇〇

一九七

二〇〇

一九八

二〇〇

二三八



中國人民抗日戰爭紀念館藏 日本强擄中國赴日勞工檔案彙編

60

92 三菱鉦業所 美唄鉦業所

北海道

二八九

二八九

六一〇

93 〃 大夕張鉦業所

〃

二九二

二九二

六一七

94 〃 尾去沢鉦業所

秋田

四九八

四九八

六二二

95 〃 勝田鉦業所

福岡

二二二

二二二

六二二

96 〃 飯塚鉦業所

〃

一八九

一八九

六四七

97 〃 高島鉦業所 端島坑

長崎

二〇四

二〇四

六四七

國家圖書館出版社



中國人民抗日戰爭紀念館



國家出版基金項目
NATIONAL PUBLISHING FUND PROJECT

沈强
主編

中國人民抗日戰爭紀念館藏
日本強擄中國赴日勞工檔案彙編

60



國家圖書館出版社

圖書在版編目(CIP)數據

中國人民抗日戰爭紀念館藏日本強擄中國赴日勞工檔案彙編(全六十冊)/ 沈強主編.
—北京: 國家圖書館出版社, 2014. 9

ISBN 978-7-5013-5439-9

I. ①中… II. ①沈… III. ①日本-侵華事件-華工-史料-彙編
IV. ①K265.606

中國版本圖書館 CIP 數據核字(2014)第 176658 號

書 名 中國人民抗日戰爭紀念館藏日本強擄中國赴日勞工檔案彙編(全六十冊)
著 者 沈 強 主編
責任編輯 王 曉 廖生訓

出 版 國家圖書館出版社(100034 北京市西城區文津街 7 號)
(原書目文獻出版社 北京圖書館出版社)
發 行 010-66114536 66126153 66121313 66175620
66171706(傳真) 66126156(門市部)

E-mail btsfxb@nlc.gov.cn(郵購)

Website www.nlcpress.com→投稿中心

經 銷 新華書店
印 裝 河北三河弘翰印務有限公司
版 次 2014 年 9 月第 1 版 2014 年 9 月第 1 次印刷

開 本 889×1194(毫米) 1/16
印 張 1953
字 數 22500 千字

書 號 ISBN 978-7-5013-5439-9
定 價 36000.00 圓

第六十冊

强擄中國人事件報告書第四編

强擄中國赴日勞工名錄（二）

.....

中国人強制連行事件に関する報告書 才四篇 (2)

連行された中国人の名簿

1964年6月

中国人殉難者名簿共同作成実行委員会

中国人強制連行事件に関する報告書

才 四 篇 (2)

自1943年4月 至1945年5月

連行された中国人の名簿

＜内 容＞

まえがき
目次 (索引)

連行された中国人の名簿
備考 才一篇別冊「華人労務者移入、配置及送還表」の訂正について

1964年6月

中国人殉難者名簿共同作成実行委員会

ま え が き

1. この「連行された中国人の名簿」は、本会がすでに作成し、1960年日本政府に提示し、1961年5月中華人民共和国の中国紅十字会総会に提出した「中国人強制連行事件に関する報告書」のオ一篇「中国人俘虜殉難者名簿」オ一篇「別冊」オ二篇「オ一次～オ八次中国人殉難者遺骨送還状況」オ三篇「強制連行並びに殉難状況」にひきつづくオ四篇に当るものである。
2. 「中国人強制連行事件に関する報告書」は本名簿をもって全体の計画を終るものである。ただし、今後それについて訂正、補足がおこなわれることはない。
3. 本「名簿」の内容は、日本の中国にたいする侵略戦争のなかで、直接には1942年11月27日の東条内閣閣議決定『華人労務者内地移入ニ関スル件』^{*}ならびに1944年2月28日の東条内閣次官會議決定『華人労務者内地移入ノ促進ニ関スル件』^{*}によって、1943年4月より1945年5月までの間に中国より日本国内にむけて労役のために連行された中国人の名簿である。なおこのさい本「名簿」における連行の時は日本にむけて中国の港を出港した時をとった。それ以前ではない。
4. 本「名簿」に記録された人員数は、34,282名である。
この人員数は、外務省管理局が1946年3月1日付作成した「華人労務者就労事情調査報告書」(注——本名簿中「外務省報告書」と略称)に統計された、被連行者総人員38,985名にたいし、そのうち名簿不明4,758名を差引き、また105名を本会調査の結果新しく加えたものにひとしい。38,985名にたいする34,282名の比率は88.07%である。
5. 本名簿のよりどころとなった資料の主なるものは、前記外務省が「報告書」作成のために、各関係事業場に1946年2月末日現在の時において作成提出を求め、その結果各関係事業場より外務省に提出した「華人労務者就労願未報告」(注——本名簿中「事業場報告書」と略称)のなかの『個人別就労経過調査表』^{*}である。
そのほかに外務省ならびに事業場のその他の資料ならびに民間調査を加えたものである。
6. 本「名簿」における事業場番号は、前記外務省「報告書」が、各事業場につけた一貫番号であり、またこの事業場番号は「中国人強制連行事件に関する報告書」の他の三篇とも共通するものである。
7. 中国人を中国現地より直接連行した配置した事業場は105カ事業場で、中国人を労役した185カ全事業場のうち他の30カ事業場はこれらの中国人を日本国内において移動配置させたものである。これらの移動配置をふくむ連行より死亡ならびに送還にいたる各事業場ごとの全経過はオ一篇別冊としてまとめ「外務省『華人労務者就労事情調査報告書』オ一分冊参考資料オ七『華人労務者移入、配置及送還表』全文」を参照されたい。
なお同別冊にかんして本「名簿」末尾の『備考』に若干の注記を加えた。
8. オ四篇本「名簿」の見方は、オ一篇「中国人俘虜殉難者名簿」の見方に準ずる。

以上

1964年6月

中国人殉難者名簿共同作成実行委員会

目

次

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39		
地 域	北海道	北海道	愛知	北海道	北海道	北海道	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知
「外務省報告書」に よる被連行人員総数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
本名簿人員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
本名簿頁	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
伊弉武華出張所	伊弉武華出張所	置戸出張所	大府出張所	平岸出張所	北海道第一華人収容所	函館出張所	大野出張所	落部出張所	大夕張出張所	上砂川出張所	東川出張所	川口郷	赤平住友川口組出張所	上砂川出張所	豊里出張所	勝方出張所	室蘭出張所	伊弉武華営業所	岩見沢駅構内土屋組作業所	天塩営業所	雄別営業所	幾春別営業所	函館出張所	門静採石場	小樽市内除雪作業場	幌内詰所	荒井合名会社落部出張所	国縫出張所	峠下出張所	伊藤組置戸出張所	上砂川事務所	濱崎組有川出張所	鉄道工業美唄出張所	神威出張所	鹿部出張所	室蘭出張所	計根別出張所	万世出張所	隈庄出張所		

事業場名	(番号)	69)	事業場への直接被連行者総数	本名簿人員総数	四二一
北海道炭礦汽船株式会社平和鉱業所真谷地鉱					
注 1					
被連行乗船人員は、四三名であるが、本名簿は四二一名である。その差一二名は連行時					
"船中死亡"で、資料に名簿を発見することができなかった。					
2					
M. 松山王松山は第二十九路軍の兵士であつたが、一九四五年一月、日本軍の捕虜となり、北段 平和真谷地に連行され強制労役にふされていたが、日本の敗戦後の一〇月三一日岩見沢市に おいて発生した中国人に対する武装警官隊の弾圧と、これにたいする抵抗斗争のなかでおよ 一警官の死亡事件の加害者にされて逮捕され、翌年二月十一日札幌でおこなわれた米占領 軍軍事裁判(裁判長H. A. ウォルシュ、米陸軍大佐)によつて何らの調査なく、即決で「終 身刑」をいわれたものである。王松山はその后、一九五二年四月サンフランシスコ条 約発効と同時に一たん釈放されたが、すぐに日本警察によつて再逮捕され、懲役十年の刑に され、網走刑務所に拘禁されていた。このアメリカ占領軍ならびに日本政府の国際法に違反 し、裁判常識に反する拘束にたいする日本人民と在日華僑の斗いにより、一九五四年十一月 十六日興安丸で帰国した。					
氏名	年齢	出身地	死亡年月日	備考	
劉恩	四五	河北省広平県梁村			
丁世傑	二八	" 滄県郎二口			
陳旭升	二四	東北安東省市内			
楊志	三四	河北省武清県軍馬房		集団送還時外出不明	
馮芝蘭	三七	" 豊潤県			
王芝蘭	三九	" 天津市南市			
趙賀南	三三	" 東豊			
寧存昌	三三	" 尖山			
張者丈	三三	" 交河県泊鎮			
蘇初哲	三七	" 豊潤県			
張殿全	四〇	" 遵化県			
田江	四六	" 豊潤県			
崔郷	二四	" (安徽省) 天津河家口			
張玉才	三〇	河北省太胡県			
王玉福	三五	河北省塘沽西場			
蔡振榮	二五	" 寧河県			
商文清	二四	" "			
王清	二八	" 塘沽			
安立祥	四六	" 豊潤県			
周功	二五	" 興安県			
久	二〇	" 大修理			
李新	二〇	" 徐各庄			
王老	二四	" 石家湾			

被連行乗船人員は、四三三名であるが、本名簿は四二一名である。その差二名は連行時「船中死亡」で、資料に名簿を踏見することができなかった。

Na. 姫王松山は第二十九路軍の兵士であつたが、一九四五年一月、日本軍の捕虜となり、北農平和真谷地に連行され強制労役にふされていたが、日本の敗戦後の一〇月三一日岩見沢市において発生した中国人に対する武装警官隊の弾圧と、これにたいする抵抗斗争のなかでおきた一警官の死に事件の加害者にされて逮捕され、翌年二月十一日札幌でおこなわれた米占領軍軍事裁判(裁判長 H. A. ウォルシュ、米陸軍大佐)によつて何らの調査なく、即決で「終身刑」をいわれたものである。王松山はその后、一九五二年四月サンフランシスコ条約発効と同時に一たん釈放されたが、すぐに日本警察によつて再逮捕され、懲役十年の刑にされ、梶走刑務所に拘禁されていた。このアメリカ占領軍ならびに日本政府の国際法に違反し、裁判常識に反する拘束にたいする日本人民と在日華僑の斗いにより、一九五四年十一月十六日隈安丸で帰国した。